イスラームの家族生活

الأسرة في الإسلام

イスラーム入門シリーズ
No. 7

ホルシッド　アフマド

ISLAMIC CENTER, JAPAN

イスラームの家族生活

الأسرة فى الإسلام

イスラーム入門シリーズ
No. 7

ホルシッド　アフマド

ISLAMIC　CENTER , JAPAN

目次

第一章　人生に対するイスラームの考え方 …… 1
タウヒード＝神の唯一性 …… 2
神の代権者としての人間の地位 …… 3
人生最高の道 …… 8
人間社会における信仰 …… 11
第二章　イスラームの家族、その基本原理 …… 13
神により定められた制度 …… 13
社会的契約 …… 15
信仰と家族 …… 16
男女の婚姻 …… 17
男女の平等 …… 19
第三章　家族、その目的と機能 …… 21
人類生存の保持と存続 …… 21
道徳の保護 …… 22
精神の安定、愛と優しさ …… 24
社会的価値の探究 …… 26
社会的経済的安定 …… 28
社会における家族の拡大と団結力の強化 …… 34
努力と自己犠牲の動機 …… 35
第四章　イスラームにおける家族
その構成、原理、規範 …… 39
結婚と離婚 …… 39
婚約の方法 …… 42
ムスリム家族の構成 …… 43
男性と女性の地位 …… 45
家族と社会 …… 47

第一章　人生に対するイスラームの考え方

現代は文化的危機の時代である。いまや社会のさまざまの基本的な条件が、その内と外から脅やかされ、崩れ落ちようとしている。特に文化の骨組を形づくる、最も重要な規範としての家族構成が、強力で破壊的な多くの圧力によって、押しつぶされようとしている。あらゆる社会的徴候からみて、危機は一層深まりつつあり、家庭内部の規律は弱体化しており、ヨーロッパやアメリカにおいては、それが崩壊しつつさえある。故に、現在の西欧社会の家族制度の基本となってきたものを再検討し、それに代わるべき他の文化価値によって、家族制度の基本的条件や構成を、追求する時期に来ていると思える。

そのためには、現代人が今日直面している危機の実態を認識し、人々の前に今なお開かれているいくつかの可能性を指摘することも必要である。**【注1】** 私は本書において、イスラーム社会の家族生活の基本となるもの、その構成および原理について述べてみたいと思う。イスラーム社会の家族生活の規範を、より良く理解していただくために、まず人間生活、宗教、そして文化の諸側面から、イス

ラームのアプローチについて簡単に説明することから始めよう。

【注1】

この危機には、正常な結婚形態以外の性的関係の錯乱、離婚、蒸発、家庭の破壊、堕胎や私生児の誕生、さらに少年の非行化や老人問題などが、原因している。

タウヒード＝神の唯一性

イスラームでは、はじめに神の唯一性と、かれの全宇宙に対する支配を確認している。唯一の神アルラーは宇宙に存在するあらゆるものの創造者であり、主であり、またその支配者でもある。万物はすべて、かれの御心によって運営され、人類の指針としての正しい道は、預言者の口を通して啓示された。これまでのすべての預言者は、みな唯一の神アルラーの大権を認めて、同じ神託を人々に伝えてきた。かれら預言者達は、すべての人間に美徳、清廉、平安を基礎にした生活をし、アルラーより啓示された導きによって行動するよう説いてきたのである。

アダム、ノア、イブラヒムから、モーゼ、キリスト、ムハムマド（平安あれ）に至るすべての預言者は、まったく同じ宗教を人々に伝え、アルラーへの帰依と服従および平和の遂行、すなわちイスラ

ームの道に従うよう教えたのである。イスラームとは、アラビア語で「平和」とか、「神への帰依」という意味を表わす。人類の誤ちは、これら初期の預言者達の教えを守り続けなかったことによる。そのような状勢のもとに、最後の預言者ムハムマド（平安あれ）は、アッラーの神託を人々に伝え、アッラーの世界がこれ以上人間に冒瀆されることのないよう遣わされた方である。

神の代権者としての人間の地位

もしタウヒード（神の唯一性）が、イスラーム・イデオロギーの根幹であるとみるなら、人間がヒラーファ（アッラーの代権者または預言者の後継者）であるとする考え方は、人間のイスラーム的、実践活動の骨組みを形づくるものとなる。

アダムとイヴの物語は、多くの宗教文化的な伝統の中に持ち込まれている。しかし、これらの言い伝えの中には、事実と幻想が混りあっているものが多く、コラーンの中での、この物語についての解説こそ、イスラームの世界観を理解するための決定的な鍵となる。コラーンの中で語られている要点は次の通りである。【注2】

アッラーは、かれの代権者（ハリーファ）を地上に送って、かれの意図を示したのである。アダムとイヴを、まったく同等なものとして創造し、二人はアッラーの代権者としての役割を果すよう運命

づけられた。その役割を果すために、かれらは「多くの知識」を授けられ、さらにある種の樹木には近づかないように言われて、神の試練を受けることになった。かれらは悪魔の誘惑に負けて罪を犯すが、過ちを懺悔し許されたのである。神の代権者としての役割を果すため、地上に遣わされたのは、その罪が許され、救済されてからのことである。その時、かれらは神より約束された導きに従うことによって、必ず成功するとの確約を得た。アダムこそ、この神の導きを受け、それを子孫達に伝えた最初の人である。そしてコラーンの中に出てくる、アダムとイヴについての物語から、次のような非常に重要かつ興味ある結論が引き出される。

a、人間の堕落の象徴とされる「アダムの堕落」についての説には、イスラームではあまり関与せず、そういう意味での「堕落」は、そこには存在しなかったと考える。人間はこの地上にて、アルラーの代権者として行動する目的のため創造され、この使命を果たすために現世に登場した。アダムとイヴの物語は、「堕落」を暗示するものではなく、人間の出現を一つの新しい任務の始まり、運命との出会いとイスラームでは考える。

b、アルラーの代権者としての役割と地位は、かくして人類の上に付与され、男と女の両性に平等に分け与えられた。そして、人間社会での男女の役割の違いこそあれ、この男女の社会的平等こそ、地上における神の代権者である人間の日常生活の基盤をなしている。

c、イスラームでは、女が男を（イヴがアダムを）罪と神への背信へ導いた、という見解はとってい

ない。コラーンによれば、「悪魔が男と女の双方をそそのかして、正しい道を踏みはずさせた」のであり、男と女の双方に、その行為の責任があり、両者が罪を懺悔して、共に許された。かれらは、原罪を背負ったなどという、なんら心の中の汚れも持たないで、この世に現れたのである。

d、人間は、生まれながらにして清く正しい本性を備えている。人は最も善良なすがたに創造されたのである（コラーン第九五章　第四節）。男と女は、まったく同じ本質から創られ、すべての人は清廉で正直なかたちで生まれた。それぞれの人の成功や失敗は、ひとえに各人の信仰と行動にかかっている（コラーン第九五章　第五—六節および第一〇三章　第二—三節）。

e、人間には選択の自由が与えられている。真実を受け入れるか、あるいは拒否するか、それはまったく各人の自由である。もちろん人は、自分の行動に対しては責任があるが、たとえ間違いを犯したり、自由を悪用したとしても、その選択の自由そのものは、奪われることはない。また各人の社会的心理的な決断力に、人間存在の特異性がある。自己の自由意志による決定こそ、人間としての特性の源泉であり、これこそ人をして最高の地位にも昇らせ、または奈落の深淵にも沈ませるものである。

f、自由をはき違えることの危険性は、地上における人間の全生涯を通してつきまとう。悪魔の挑戦は休むことなく続く。その挑戦から、人間を安全に守るためにこそ、アッラーのお導きが下されているのである。アダムとイヴの試練は、一方では人間の本来備えている善良さを暗示しており、他方では感受性の強さゆえに、間違いを犯す人間の特性を示している。それゆえ一層、人間には神のお導き

が必要であると啓示されている。

g、人間は自らの誤ちに対して、充分保護されているとはいえない。それは「選択の自由」の否定にもつながるからである。たとえ、誤ちを犯したとしても、その罪の救済は、自らの誤ちを認め、深く懺悔し、正しい道に立ち返ることによってなされる。人間がアッラーの代権者であるという考え方は、神による万物の創造が極めて計画的であり、決っして偶発的なものではないことを意味しています。人間は一つの目的のもとに創られた存在であり、人間は地上のあらゆる物を、神への奉仕に役立てることを義務づけられているのです。人間のこの地上における生涯は、一つの使命を自覚することから始まるのであって、暗黒の中で模索することではない。理想は、神の啓示を通して、アッラーの御前にあり、成功の基準は、はっきりした条件のもとに定められている。明白に示されている、正しい道に導かれての現世での生活は、人間にとって試練の場だが、同時にそれは有限のものであり、永遠の生命へと続き、来世では人々が現世での生活で行なったことに対する報いを受ける。また、現世、すなわちこの地上での試練は、男と女の両者が等しい立場でこれにのぞみ、死後の審判も平等に受ける。現世での日常生活においても、男女どちらか一方が他方の所有物などということは決っしてなく、男女の双方が実質的な協力者である。コラーンには、成功をおさめるための絶対的条件として、男女とも同等の立場にあることを、次のようにはっきり述べてある。

「男の信者も女の信者も、互いに他の保護者である。

かれらは正しいことを命じ、邪悪を禁ずる、
また礼拝の務めを守り、定めの喜捨をなし、
アッラーとその み使いに従う。これらの者に、
アッラーは慈悲を賜う。まことにアッラーは、偉力者・英明者である。
アッラーは、男の信者も女の信者も、川が下を流れる楽園、
そこに住むことを約束したもうた、また「エデン」の園の中の、立派なやかたをも。
だが最も偉大なものは、アッラーのご満悦である。
それこそは、至上の幸福の成就である。」

(日訳コラーン　第九章　七一節—七二節)

「だれでも善い行いをなし、(真の)信者ならば、男でも女でも、
われは必ず多幸の生活をおくらせるであろう、
なおわれはかれらが行なった、最もすぐれたものによって報奨を与えるのである。」

(日訳コラーン　第十六章九七節)

「まことにムスリムの男と女、信仰する男と女、
献身的な男と女、忠誠な男と女、

施しをする男と女、アッラーを多く唱念する男と女、
これらの者のために、アッラーは罪を許し、偉大な報奨を準備したもう。」

（日訳コラーン　第三三章三五節）

【注2】
この物語については、コラーンでは次の七ケ所に記してある。
第二章　第一二二〜一二三節／第七章　第一一〜二四節／第二六章　第四二節／第一七章　第六一〜六五節／
第一八章　第五〇〜五三節／第二〇章　第一二二〜一二三節／第三八章　七一〜八三節

人生、最高の道

イスラームでは、人間生活の全分野にわたっての、アッラーの大権をはっきり認めている。イスラームは、禁欲主義、修道院制度、あるいは人間生活を否定するような教義、そして人類の破滅を説く説などには、すべて反対の立場をとっており、人間の生活を、宗教的なもの、非宗教的なもの、あるいは神聖と世俗などのように区分するのではなく、専心的にイスラームの信仰の生活を送るか、イスラームの正しい道から逸脱した生活を送るか、そのどちらかであると説いている（コラーン　第二章

二〇八節参照）。

イスラームは、人生とその真実に対する総合的な見解を示している。その教えは、精神と物質、個人と社会、教育と文化、経済と政治、さらに一国家と国際的な視野などというように、人間生活の全分野を網羅しており、人間の心の問題と同時に、法律等社会規律の面をも満たしているものである。イスラームの極めてユニークな点は、人間生活のすべてを浄化することにある。礼拝、断食、経済行為、政治活動、性的交渉、その他あらゆる活動は、人間がアッラーを認め、アッラーの啓示された価値と諸原理に従う時に、はじめて宗教的なものとなり、生命を吹き込まれる。逆にその価値と原理に反するものは、すべて非宗教的なものとなる。

人生とは一つの組織体であるといってもよい。一つの原理があらゆる細部まで浸透し、統合体へと導いている。その原理のことを、イスラームでは「シャリア」と呼び、それは人間生活全体を導く法律である。預言者ムハムマド（平安あれ）の人生は、イスラーム教徒の従うべき、一つの良い範例であり、かれの生涯は、その崇高な個人生活から、清廉な社会人としての生活まで、男として、夫、父親、布教者、教師、商人、政治家、司令官、そして国家の元首として、人間生活のあらゆる面での、模範であった。

人生に対するイスラームの見解が、それまで伝統的に宗教的とみなされてきた事柄に対して、新しい力を与えた意味は革命的なものである。一つの活動に宗教的意味あいを加えさせるものは、それを

実行する態度と順応性にあり、アッラーと、その預言者によって説かれた種々の価値観によるものである。人生のすべては、アッラーとその神性によって支配されており、だれもこれを犯すことはできない【注3】。

【注3】

人生に対するこのアプローチは、コラーンで教えている祈りの中で、見事に集約されている。「主よ、現世で、わたしたちに幸を賜い、また来世でも幸を賜え。」（日訳コラーン第二章第二〇一節）またムハムマド（平安あれ）は、次のように述べている。「香水や女性は、自分を楽しませてくれるものである。そして私の目を満足させてくれるものは礼拝である。」と。

宗教を狭義に解釈する人々は「香水と女性」と「礼拝と神」の間に一線を画し、聖なるものと惨なるものを分けていた。しかし、ムハムマド（平安あれ）は、それらを再び統合し、人生全般にわたって、アルラーの大権を確立したのである。かくして、礼拝と現世的進歩は、イスラームでは異なったカテゴリーに属するものではなく、一つのものとして融合しあったものである。礼拝は社会的進歩の指標であり、礼拝を伴なわない進歩は、後退の一形態にしかすぎない。

人間社会における信仰

イスラームでは、信仰と宗教が、人間社会の基盤であり、人間関係を規定する源泉であるとしている。これまでの社会的な集団や生活共同体は、それぞれ人種、血縁、種族、地域等によって形成されてきたが、イスラームでは、これらすべての相違点は第二義的とし、信仰により広められた新しい組織を作ったのである。

イスラームに入信することは、人々をアッラーのもとに統合するばかりでなく、信者として、ひとつの共同体にも統合する。これらの二つの関係は、信仰という単一の行為からでたものである。

イスラームの国家観は、人種や言語、皮膚の色や地域、また政治経済上の姻戚関係に基づくものではなく、信仰による同胞関係であり、イスラームを信ずることに立脚するものであり、この原則に依る限り、あらゆる人が、イスラーム国家に参加できるという国家観である。これこそ組織の新しい原理であり、人間の本質に正しくかなうものであり、それ故イスラームこそが、あらゆる人種、民族をその傘下に抱摂できる。一つのイデオロギーをもった共同体というこの概念は、ただ単に道徳的教えをさすのではなく、社会的、政治的、経済的等々のあらゆる面を抱括する概念である。イスラームは、人間関係の新しい理想組織を作りあげているが、信仰こそこの制度をつくる決定的要素である。

またイスラームは、家族から国家へ向かう社会規範を生み出した。イスラーム文化は、種子から樹

木がのびるのと同様に、信仰から発生した。それは外的な力に多少影響されることがあっても、窮極には種子の本質が勝つのと同じ原理である。これこそイスラーム独特の組織原則であり、イスラームの社会と文化は、これを基盤にして、その論理的普遍的一貫性を有している。それ故、イスラーム文化は、その一部分をただそれだけ抽出したり、イスラームとはまったく異なる基盤を持つ文化から、これを遠くながめて研究したのでは決して理解することはできない。イスラーム家族の規範もまた、人生についてのイスラーム的見解をもとにした観点とイスラーム文化の社会思想をもって研究調査しなければ、まったく意味がない。

第二章　イスラームの家族、その基本原理

この章では、イスラーム社会の家族規範の本質を決定し、イスラーム社会の組織のあり方を決定する原理を簡単に述べてみたいと思う。

神により定められた制度

家族とは、アッラーにより定められた規律であり、長い間の試行錯誤によってできあがったものではない。それは、人類の創造とともに存在した規範である。人類は、この規範によって、作り出されたもので、その逆ではない。コラーンは次のように述べている。

「人びとよ、なんじらの主を畏れまつれ、かれは一人からなんじをつくり、また同類のその配偶をつくりたまい、かれら両人から無数の男と女をふやし広めたもう方であられる。

アッラーを畏れまつれ。かれによってなんじらは、互いに近親のきずなを求める。

まことにアッラーは、なんじらを不断に見守りたもう。」(日訳コラーン第四章第一節)【注4】
また男女の創造、婚姻、愛は、「アッラーのみしるし」とされている(コラーン第三〇章第二一節)。
さらに婚姻と家族の規範は、「預言者たちの道」として賞賛されてきた。
「われは、なんじ以前にも使者をつかわし、
妻と子をかれらに授けた」
(日訳コラーン第一三章第三八節)
預言者ムハムマド(平安あれ)は述べている。
「婚姻はわが教え(スンナ)の一部である。わが道から離れ去る者は、わが仲間ではない。」

【注4】
コラーンの本節では、人類最初の夫婦は、アダムとイヴであるとしている。またワタクー、即ち「なんじの務めを認識せよ」という言葉は、アルラーとアル・アルハム(子宮、近親者)への尊敬という意味に使われている。

社会的契約

男女の婚姻は、神より定められた規範ではあるが、それぞれの結婚は当事者相互の契約である。例えば、コラーンとスンナの中で婚姻に関して用いられているニカーという言葉は、契約という意味である。コラーンでは、結婚を特に重要な契約とみなしている。(コラーン第四章第二一節)女性を相続するというイスラーム以前の慣習は、禁じられた。

「なんじら信仰するものよ、当人の意志に反して、女を相続することは合法ではない」

(日訳コラーン第四章第一九節)

これからみても、配偶者双方の合意こそ、イスラームでは有効な結婚の条件とされているのである。また結婚は、社会的契約であり、崇高で神聖な契約ではあるが、これは同時に人間関係の基本となり、男女双方の権利と義務を伴うものでもある。しかし、それぞれの結婚は、聖礼典ではないので、これを解消することはできる。結婚が失敗した場合には離婚は許され、再婚は、奨励されてさえいる。女が再婚し、また男が離婚した女や未亡人と結婚するのは決して不名誉なことではない。(コラーン第二章第二三二節参照)

信仰と家族

イスラームにおいては、信仰こそ、家族規範の根幹をなす。そのため、ムスリムは、非ムスリムと結婚することが禁じられている。【注5】。結婚は、人生と道徳について共通の見解をもち、アルラーの代権者としての自分達の定めを遂行するために協同して努力する協力者同志の契約である。結婚生活についての理念に関しては、コラーンの中で次のように強調されている。

「また汝らの内から配偶をつくったのは、**かれ**のしるしの一つである。心に愛と情けを与え、互いに平安を得るように」

（コラーン第三〇章第二一節）

信仰は家族制度の中で、決定的役割をもちつづけるものである。ムスリムの男は、非ムスリムの養子になったり、養子をもらったりしてはならない。同様に、夫婦の一方が、もし信仰を変えたならば、その婚姻契約は、破棄されたものとなる。【注6】。このように男女の結婚は、ただ単に性的な関係だけでなく、基本的な宗教、社会上の規範である。

【注5】

これには例外があり、ムスリムの男は、ユダヤ教徒の女とは、結婚してもよいとされている。それはユダヤ

教も、キリスト教も、イスラームと同じく、神の啓示による経典を信じ、広義には、人生についての共通の見解をもっていると考えられているからである。この許可は、家族の長である主人が、ムスリムである場合にだけ適用される。ムスリムの女は、キリスト教徒の夫をもつことは許されないが、もしその男がイスラームに入信するならば、結婚してもよい。

【注6】

これらの実例は、イスラーム法（シャリア）に、そのような場合、それぞれの権利や義務を規定していないということではない。非ムスリムの父親と、宗旨変えをした妻は、それぞれ一定の権利をもっているが、それは別の問題である。ここでは、家族規範の中での信仰の決定的な役割をえがき出そうとしているだけである。

男女の婚姻

イスラームでは、人々に結婚するように命じている**【注7】**。しかし、結婚以外のあらゆる性関係、（たとえば婚前交渉や結婚相手以外との関係）を禁じている。男女の性的関係は、瞬間的でしかない「ただ単に楽しむだけ」の快楽を追求するものであってはならず、結婚という形式を通して責任あるマナーのもとに進められなくてはならぬ。男女の関係は、結婚の形式と安定した家族生活のもとで充分規律のあるものでなくてはならない。

このように、男女の関係は、持続的で、互いにゆずりあって生活し、社会における各人の役割をはたすために真摯で充分な努力をするよう期待されている。イスラームの家族制度は、イスラーム社会できわめて重要な部分をしめている。それは社会の基本単位であり、ひとつの小さな社会として運営されているものである。

アフカーム（コラーンの中での規律）の約三分の一は、家族に関するものである。家族の基本を構成している権利と義務に関する細かい組織は、イスラームが個人と社会の中に、はぐくもうとしている多くの人間生活の規範をうちたてるのを目的としている。ムスリムの家族は、大家族であり、その構成員は、それぞれ違った地位と関係をもっている。それは、親と子からなる単なる核家族ではなく、一つの家族の中に普通三ないし四世代が生活しているのである。イスラームの相続法を深く研究してみると、これらすべての関係は、基本的家族構造の一環であり、単なる外面的な事項ではないことがわかる【注8】

【注7】
実際には、結婚は必要だから許されているというのではなく、むしろ積極的に義務として課せられている。
参照、コラーン第二四章　第三節。

【注8】

遺産の配分を受ける者としては父、母、祖父、祖母、兄弟、姉妹または異母姉妹、未亡人または男やもめ、息子、娘、そして孫娘を含んでいる。

男女の平等

イスラームでは、男と女は、人間として平等であるとはっきり定めている。しかし、このことは、社会における男女それぞれの役割にまったく相違がないという意味ではない。家庭内で、女性の責任としてあげられるものは、まず、家族のことに専念し、家庭をうまくきりもりしてゆくことである。むろん、女性も社会的な責任、権利、義務をもっているが、第一の仕事は家庭にある。これは、それぞれの役割と活動範囲に対する仕事の面での割り振りであり、社会における異なる慣習を維持し、道徳、社会秩序を安定させるため、欠くことができないものである【注9】。家族の生活の糧を得る責任が夫にあると同様に、子供の教育、訓練、成長など広い意味の家族関係について働くことは、妻の務めとされている。

【注9】

ここに提起されている男女平等の問題は、特に重要なことではない。なぜなら、役割や働きの違いが、人間

としての基本姿勢での違いを意味するものではないからである。バラとジャスミン、ラッパ水仙とチューリップとはそれぞれ違ったものですが、それらは不平等だということにはならない。また技術者、医師、詩人、芸術家は、社会の中でそれぞれ異った役割をもっていますが、そのために職業に貴賎があるということにもならない。つまり人生における役割の違いには、決してある者が他の者より優っているとか、劣っているとかということではない。それぞれの分野が重要なのであり、社会への貢献は、その仕事の領域での働きの度合いによって決まる。そして人は、自分に定められた領域においてこそ、もっともよく働けるものである。

男も、家庭では、仕事の分担をもってはいるが、それは男の主たる役割ではない。家庭では、男は女の補助の役目として働く。まったく同様に、女は社会的に生計をたてるため働くことがあるが、これは家庭での仕事の次にくる。預言者ムハムマド（平安あれ）も言っている。

「なんじらすべての者は、自分の領域と自分の管理下にあるあらゆる物事の管理者であり責任者である。イマム（指導者）は、国民の管理者であり、国民に対して責任をもち、男は家族の全員に責任があり、女は夫の家を守り、家庭に責任を持たねばならない。なんじらすべての者は、管理者であり、自分の与えられた領域に責任を持たねばならない」と。

第三章　家族、その目的と機能

個人と社会の生活の中で、家族のはたすべき規範について、イスラーム社会で要求されている機能とは、一体何であろう。種族の保存とその存続は、家族の目的の一つではあるが、だからといって家族は人間を生産するための単なる工場ではない。家族とは、社会の全般にわたって、過去、現在、将来の社会的観念的文化的安定を確立するための基本である。ここでは、コラーンとスンナに述べられている家族の目的と機能について簡単にのべてみることにしよう。

人類生存の保持と存続

さて人類と文化が生き残り、存続するためには、いかに生殖と再生産のメカニズムを運用するかにかかっている。自然はこの目的のために、人間に与えられており、男女両性の間にある心理的生理的な相違は、互いに補足しあうためにある。生殖のためには、安定した家族構成を必要とする。またあ

らゆる人々は、みなこの任務を果すために、普遍的な規律を必要とする。家族は、これらを実現できるように保証する制度である。

「人々よ、なんじらの主を畏れまつれ。

かれは一人からなんじらをつくり、また同類のその配偶をつくりたまい、

かれら両人から無数の男と女をふやし広めたもう方であられる。」（日訳コラーン第四章　第一節）

「妻はなんじらの耕地である。

それゆえ意のままになんじの耕地におもむけ。

だが己れの魂のため、あらかじめ何かよいことをせよ。

アッラーを畏れよ。なんじらは来世で**かれ**に会うことを知れ。」（日訳コラーン第二章　第二二三節）

道徳の保護

性的な衝動は、人間にとって自然なもので、創造的なものである。これは、生物すべてにとって普遍的なものではあるが、人間の男女の場合は、ある特殊な面をもっている。たとえば、動物の場合、性的衝動は、第一に生殖のためであり、本能と自然のおもむくまま規則正しく行なわれ、一年を通して持ち合わせてはいない。つまり四季の変化と一定のサイクルに規制されている。人間の場合は、こ

れとはまったく異なり、性的衝動を常にもっており、内蔵された生理的抑制のテクニックに欠けているきらいがある。
まったく異なり、性的衝動を常にもっており、内蔵された生理的抑制のテクニックに欠けているきらいがある。

しかし、生物学的にみても、抑制と規則正しい性行為は、健康的に生きるためにはきわめて必要であり、特に社会的文化的レベルにおいては、さらに重要となってくる。禁欲や乱交は、決して安定した健康的な生活をもたらすものではない。イスラームでは、結婚以外の性行為を禁じているが、男女双方には結婚を義務づけ、それによって自然の欲求をみたし、快楽と責任を互いにわかちあう方法で人生を享楽することができるようにしている。

結婚を通しての性交渉、または結婚そのものだけでも、性的衝動を抑制するテクニックになる。コラーンでは結婚をヒスンと言い、これはアラビア語で城の意味で、つまり結婚は放蕩な人生から身を守る防壁とみなされている。これについて、コラーンでは次のように述べている。

「また信者の貞節な女、ならびになんじら以前に経典を授けられた民の中の貞節な女は、なんじらがこれに妥当な婚資を与えた時、

両人がみだらに流れず、また秘密の情事もない時、結婚の相手として合法である。」【注10】

（日訳コラーン第五章　第五節）

【注10】

預言者ムハムマド（平安あれ）は述べている。「若者たちよ、なんじらのうち妻を養えるものは結婚しなくてはならない。何とならば、結婚によって悪行に目が向くことを防ぎ、不道徳から身を守ることができるからである。」

精神の安定、愛と優しさ

結婚の目的の一つは、精神面での協力者を得ることである。家族内での人間関係、特に夫と妻の関係は単なる功利的な関係だけではなく、精神的な関係であり、それによって愛、優しさ、慈愛、信頼、献身、救済等を伴う。人間のもっとも美しい部分が、このような関係の中で花を開く。このような善行と美徳の花を咲かせるのは、ただ家族という関係においてのみ可能である。結婚により、配偶者はお互いに永続的な満足をえられる。さらに子供のある家庭では、仲間意識、慈愛、他者へのおもいやり、寛容といった意識が醸成されてゆく。つまり、人間生活の発展を遂行するためにもっとよい環境を作り出すものは家庭である。それ故、ムハムマドも「家庭は世界の中で最良の場所である」と述べている。

結婚と家族の機能については、コラーンの各所で強調されている。

「また汝らの内から配偶をつくったのは、かれのしるしの一つである。心に愛と情けを与え、互いに平安を得るように」

（コラーン第三〇章　第二一節）

コラーンの中にあるサキーナという言葉は、このようなニュアンスの意味をすべて含んでいる。また別の所では、配偶者同志の関係を「体と衣服」との関係にたとえている。

「かの女らはなんじらの衣であり、なんじらはまたかの女らの衣である。」

（日訳コラーン第二章　第一八七節）

これは、夫婦の単なる法律上の平等以上に崇高な何ものかを強調している。ここでは、夫と妻を共に相手の衣服にたとえているが、これは一方が衣服で他の一方がそれを着る身体ということではない。衣服は体をおおい、これを保護するものであり、配偶者は、お互いの保護者、管理者である。衣服は、着る者を美しくみせる。夫婦は、どちらか一方が欠けては完全ではなく、お互いに補助的なものであり、一方が他方を美化するものである。またこの夫婦間の契りは、道徳を守るものでもある。即ち、もしこの関係がなかったら、人は淫蕩生活に堕ちてゆく危険にさらされることになる。このような夫婦間の姿は、「なんじらはお互いに衣服のようなものである」という短くて簡潔な言葉ですべてが表現されている。

社会的価値の探究

夫婦が子供をもつということは、その子供の養育、教育、指導、人格形成等々のすべてを行なわなければ完全なものとはいえない。それ故、家庭の面倒を見るということは、すべての時間をかけた仕事であるという考えに基づいたものである。他のいかなる制度も、このような働きをなすものはない【注11】。

「アルラーを畏れまつれ。
かれによってなんじらは互いに近親のきずなを求める。」（日訳コラーン　第四章　第一節）

近親のきずなを、強くしようと自覚することは、妻子はもちろん他の一切の親族に対する義務を含んでいる。人は、自分と家族のすべてのメンバーを充分に保護するよう義務づけられている。

「なんじら信ずる者よ、
なんじ自身と妻および子供を業火より守れ。」（日訳コラーン第六六章　第六節）

これは多くの場所で、祈りのかたちで説明されているものである。
「主よ、目を喜こばせる妻と子孫をわたしたちに賜い、

主を畏れる者の模範にして下さい。」

（日訳コラーン第二五章　第七四節）

「主よ、わたしとわたしの子孫たちを、礼拝の務めを守る者にして下さい。主よ、私の祈りをお受け入れ下さい。

主よ、清算が確定する日には、わたしと両親ならびにすべての信者をお許し下さい。

（日訳コラーン第四〇章　第四一節）

社会における家族の役割については、ムハムマド（平安あれ）も、ハディースの多くの個所で説明しているが、その中で、「子供はみなイスラームの中で生まれてくるのであるが、その子供達をイスラームから離してしまって、キリスト教やユダヤ教、マニ教に走らせるのは、その子供の両親の教育が悪いからだ」と述べている

ムハムマド（平安あれ）は、また次のようにも述べている。「父親が子供に与えられるものの中で、一番よいものは、良い教育と訓練である。」

人間の第一の責任は、自分の子供、弟、妹の面倒をみることですが、この家族を保護する規範となるものは、状況に応じて多くの親類縁者に及ぶものである。両親や親族の中の弱者、また貧困者の世話をすることは、コラーンやスンナの中で、くり返しのべられている。

【注11】

現代社会での施設、学校、下宿、作業場などが、このような働きをしていると考えるのは誤解である。これらのどんな場所でも、家族としての機能は果していない。そこで行なわれていることは、結果として部分的に、その仕事を受けもっているというだけで、この際、もっとも大切なことは、家庭を通じて完成されるべき品性についてである。むろん家庭以外の環境からも何らかの形で影響を受けるが、家庭とは、外でのいろいろな影響を一点に集めて、良く均勢のとれた人格の形成をめざす場所である。もし、家庭が果しているような働きが失なわれ、そのかわりとなるべき場所もないとすれば、現世は何とつまらない場所になったであろう。

社会的経済的安定

家族制度は、社会、経済上の安定の点からみて、イスラーム組織の重要な部分を構成している。その権利は、単に道徳、文化、イデオロギー等々の面にわたっているだけでなく、家族全員の経済的社会的諸権利に及んでいる。

預言者ムハムマド（平安あれ）は、「もし、アッラーが汝等に繁栄を授けられたならば、それはまず第一に汝等自身と汝等の家族のために使え」と言っている。たとえ、妻が良人より富裕であっても、家庭を維持していくのは、夫に課せられた務めである。親族のために金を使うことは、男に課せられ

た責務である。貧困な親族は、喜捨やその他の社会的寄附をする前に、まず救わなければならない。

相続法もまた、家族構成の中での経済的義務を規定している。家族の長としての責任は、親族の数によって広がってゆく両親や祖父母、および父方、母方の親族は、その人の富と財産の相続権を主張できる。ある人が、かつて預言者に「私には財産があり、私の父がそれを必要としています」と言ったが預言者は、「子供は父のものである。父が手に入れたものの中で一番価値あるものだ。君も子供が手に入れたものを食べなさい。」と答えた。

ハディースの中には、叔母、叔父及びその他の親族の権利を強調したものもある。家族の中の孤児は、引き取って自分の子供と同じように世話をしなければならない。また家長は家族の中の老人には良く面倒を見て、尊敬と優しさをもって接し、孫や曽孫にも同様に接して世話をする責任をもっている。配偶者の親族のいずれか一方に困窮者があれば、裕福な生活を送っている者に救いを求めることができる。

男女の婚姻と家族制度の機能の一つは、多くの親族の絆を強め、家族の者全員が、社会的経済的に団結し相互に助け合う組織ができることである。経済的相互依存と支援とは、家族制度の重要な要素だが、家族とは、ただ単に経済的安定のための組織ではなく、精神的社会的な扶助組織なのである。家族の構成員は、その中に皆、統合されていて、年寄りが老人ホームに行ったり、孤児が孤児院へ追いやられることはない。貧困者や無職の者も、社会的救済を受けて生きるのでなく、このような問題

はすべてまず家族の枠の中で、人道的に解決されている。生きるということは、ただ経済的な面だけでなく、感情面での要求も満たされるということである。

家族の社会的役割は、一夫多妻についてのコラーンの啓示の中で、きわめて明瞭に記述されている。イスラームでは、制限つきの一夫多妻は許されているが、これはイスラームが実践的な宗教であり、生きた人間のためにある宗教だからである。一夫一婦制を強制している社会では、不幸な結果となって、道徳的社会的な不調和をもたらしていることがよくある。性的な衝動は、人間皆同じ程度というわけではなく、またその抑制力も人によって違う。つまり多くの理由から、男は二人目の妻を持つか、罪に走るかの選択をしなければならない立場に立っている。このような状況のもとで、一夫多妻が認められているのである。【注12】

たとえば、時期の問題で、特に戦いの場合は、その社会の中で、女の数が男より多くなることがあるが、このような時には、女性は、一生未婚で通すか、不義の関係に堕ちるか、または一夫多妻の家族制度の中に入るしかない。イスラームは、このような場合女性は一夫多妻の家族の中にはいるのがよいとしている。

これは、社会的不均衡を是正するものとして、結婚の社会的義務を指摘している。同様に、家族内や社会での孤児の問題があるが、このような場合には、家族だけが、孤児の必要とする充分な愛と保護を与えることができる。一夫多妻制度を許したコラーンの章は、オホドの戦いの後で啓示された。こ

の戦いでは、イスラーム軍の約一割が戦死し、社会に孤児と未亡人の問題がおこったからである。これを契機に、この一夫多妻が、許可されたのであるがこれは歴史的にみて、この制度の役割に、重要な端緒を与えている。コラーンには、次のように記されている。

「なんじらが、もし孤児の女たちに対し、
公正になり得ない恐れがあるならば、
なんじらがよいと思う二人、または三人、または四人の女をめとれ。
しかし、公平に遇し得ない恐れがあれば、
ただひとりだけめとるか、またはなんじらの右手が所有する者をめとれ。
このことは不公正を避けるため、
もっとも妥当である。」

（日訳コラーン第四章第三節）

結婚はまた、家族内の弱者の保護を強めるためにも力があった。イスラーム的生活様式の中での家族は、道徳的、精神的安定の支えとなる経済的安定をもたらすばかりでなく、家族内での統一と団結を深めるものでもある。このように家族制度は、社会経済上の保証のため、より広くより深い人間関係を作り上げていくことになる。

【注12】

一夫多妻に反対する人も多いが、一夫多妻的な生活を人間行為の一つとして、認める人達もいる。第二夫人をもつことについては、非常に多くの問題が提起されている、実際には、多くの「妾」や「女友達」が男の好きなように受け入れられている。この問題は、解決されないで、無視されたままになっている。この点について、ミセス・アンニーベサントとハヴェロック・エリス博士の著書は、有益と思われるから、まずミセス・ベサントの言葉を引用してみよう。

「西欧諸国には、見せかけだけの一夫一婦制がありますが、実際には無責任な多妻制度が存在していて、妾になっている女性は、もし夫に飽きがくると捨てられてしまい、しだいに『街の女』へと堕ちてゆきます。それは、彼女の最初の愛人が彼女の将来についてまったく責任をもたないために、一夫多妻制度の家族の中で保護された妻や母よりも何百倍も悪い状態におちてしまうことになります。西欧諸国の多くの街角で、夜群をなしてたっている何千という不幸な女性を見るにつれ、西欧の人々が、イスラームの多妻制度を非難するのは間違いであることを強く感じるのです。女性にとっては、男に誘惑され、街に捨てられてしまうよりも、多妻制度の中に入って一人の男性だけにかしづき、認知された子供をその腕に抱き、周囲の尊敬を受けて生活する方がより幸福で、よりすばらしいことなのです。男に捨てられて夜の街をさまようことによって、女性は、おそらく法律の保護を受けない私生児を抱え、誰にも保護されたり守られたりすることもなく、夜毎に見知らぬ男のなぐさみの犠牲になり、母となることも出来ず、遂には世のすべての人から見下げられることになってしまうの

です。」（アンニーベサント著ムハムマドの人生と教えより）

さらにハヴェロック・エリス博士は、次のように書いている。

「正常な性的関係の表現としての一夫一婦制は、その普及する過程では、種々の変形をうみだしたわけですが、この変形した形をとっている人々は、普通表向きに一夫一婦制を採用しているふりをしているにすぎないのです。また、その水準の差も大きく、これからくる動揺は、環境条件の変動によっておこり、さらにはそれぞれの人の特異性にも影響されるのです。もっともよくあるものとしては、生物学的な土壌を基盤としているものです。それは、一夫多妻制への傾向であって、現在最高の文明社会にあっても、この制度は認められないまま存在し、あらゆる文化圏にみうけられるものです。社会的に分別ある道とは、一方では、これらの変形をできるだけ少なくするように、男女の婚姻関係を充分融通性のあるものとすることでありますが、それはもともとこのような変形自体が、本質的に悪いとされるからではなく、それが歪められた形で存在を強制されてはならないという理由からきたものです。またこのような変形を認めることは、その悪い影響をとり除き、それぞれの間で正義がおこなわれるようにするためなのです。結婚生活におけるこのような変形のあることを認めないでいるのは、不正な行為を犯すことを黙認しているのだということを、われわれ西欧人は忘れているのです。

一夫多妻が、公然と許されている社会（即ちイスラーム社会）では、男は自分と性関係にあるすべての女とその女が生んだ子供に対して、義務を果たすよう男に責任が課せられています。世界中のどの地域より、キリスト圏ほど一夫多妻が普及している社会はなく、また同時に男がこの制度からくる義務からのがれやすい状態

になっている地域も、他にありません。もしわれわれが、一夫多妻制度の事実を認めないのなら、一夫一婦制から生まれるいかなる義務をも拒否できるとも考えられるのです。男が無節操で、しかも一夫多妻的男女関係からくる当然の義務を回避するならば、われわれは人に、彼等のグループに入るようにすすめ、いつも我々が強く非難している不道徳にあえて拍手を送ることも辞しません。我々西欧社会での一夫多妻制度は、何等法的にみとめられたものではないのです。まあ言うならば、駝鳥が砂の中に頭を突込んで、自分の目に見えないものは何も存在しないのだと思いこんでいるのと同じたぐいのものです。これとまったく同じようなことをしている動物がもう一匹います。これこそ男と呼ばれる動物なのです。」

（ハヴェロック・エリス著　性の心理学より）

社会における家族の拡大と団結力の強化

男女の婚姻はまた他の家族、種族及び国民等色々な社会の異なった集団との関係を拡大し、近親関係を進めるひとつの方法でもある。預言者ムハムマド（平安あれ）は、次のように言っている。

「（二つの家族の、または種族間の）婚姻関係は、他のいかなるものよりも深い友情関係を作り出すものである。」

結婚は、違った家族、種族及び共同体の間の橋渡しをするものであり、雑多な人々をより広い一つ

の親族関係の中にまとめる手段としての役割を果たしてきた。実際には、男女の婚姻は、初期イスラーム時代から、イスラームの歴史および全世界のあらゆる地域にわたって、この役割を果たしてきた。

努力と自己犠牲の動機

結婚によって、人は責任感を増し、暮しを良くし、経済的収入を増加するために、より一層の努力をするようになることは、間接的に充分推量することができる。このことは、コラーンの中の、人に結婚を命じている箇所で次のように啓示されている。

「なんじらのうちひとり身の者、ならびになんじらの奴隷の男と女で廉正な者は、結婚せよ。かれらがもし貧窮ならば、アルラーは恵みにより裕福にされよう。アルラーは、寛容者、深知者であられる。」

(日訳コラーン第二四章　第三二節)

これらが、イスラーム社会において、家族の果たす主な任務である。それは、人類の存続と個人と社会の道徳的守護者としての役割をもち、配偶者同志だけでなく、家族全員の精神的感情的な満足をもたらすよう、また社会の愛と安定を促進するようなされるべきものである。結婚は、その属する社会の文化、伝統、発展のための新しい世代をつくりあげるものであり、社会的経済的安定の基礎とな

るべきものであり、男に今までより一層の努力をしようとする動機をめばえさせ、ひいては社会の進歩のためのかっこうの刺激となる。それは、文明の発生源であり、新しい世代を社会に導く橋渡しとなる。

社会の変換が、ひとつの健康で安定した過程を通して行なわれ、過去と現在と未来を結びつける環となる。このように結婚は、一方では男女両性の関係を決定する手段であり、子供とその属するコミュニティーとの関係を決定づける手段であり、他方では、家族のメンバーを一つに統合し、世界の中で、イデオロギー的文化的役割を果たさせる社会の基礎単位である。これこそ、家族制度の意義である【注13】。

もし、この規範が弱められるようなことになれば、すべての文化、文明の将来はおびやかされることになる。家族の正常な発展の基本的役割は、女性によって果たされるものである。イスラーム社会において、婦人は生活の糧を得たり、仕事を探してまわる厳しさからは解放されているが、そのかわり多かれ少なかれ家族のために献身し、子供だけではなく、身内のすべての親族のために働くものであるとされている。彼女は、それを実行するため、あらゆる可能な方法をとる責任があり、家族全員の健康、精神、教育、運営及びその他の必要な事項についてその面倒をみなければならない。

【注14】

【注13】

サイド・アミール・アリ博士は、著名なムスリム法学者、たとえばAshbah, Durr-al-Mukhtar, Raddal-Mukhtarの中から、彼等法学者の見解を次のように引用している。「男女の婚姻は、社会を保護するために神によって定められたものであり、人間はそれによって不正と不貞から身を守るのです。聖礼典ではないけれども、結婚は人類初期の時代（即ちアダムの時代）から、その尊厳を保ってきています。」

「結婚は、人類を汚濁から救う一つの（信仰）であり、人類の義務として神の命令によって定められたものであります……。」

「結婚は、ひとつの契約として扱かわれる時には、男女相互の同意に基づく永遠の関係となり、両者の関係は一つの法的な結合として、その間には何等の障害も存在しないのです。そして男には、妻の上にでる特別な権利は与えられていないのです。」（サイド・アミール・アリ著　イスラーム法より）

【注14】

S・H・ナスル教授は、これを次のように、正確にまとめて述べている。

「家庭の中では、女性は女王であり、ムスリムの夫は、妻の賓客であると言えましょう。女性の生活基盤である家庭と拡大された家族は、ムスリムの女性にとっては、彼女の世界なのであります。もし女性を家庭から切り離したならば、それは世界から切り離されたに等しい状態にあるといっても過言ではありません。彼女は、自分の基本的要求を知り、最高の可能性を与えてくれ、また自分を満たしてくれるものとして作られている家

族の中で自らの存在意義を見いだすのです。それ故、イスラーム法では、互いに助けあう男女両性の本質に従い、男女おのおのの役割を正しく規定しているのです。

たとえば男には、社会的政治的な権限を与えていますが、これには重い責任が伴い、社会的経済的圧力やそのあらゆる外圧から自分の家族を守るという義務が課せられているのです。男はまた自分が世界の主人であり、家族の指導者であるとしても、家庭内では、妻の支配権を認めて尊重するよう行動すべきです。こうして男女が互いに相手を理解しあい、アルラーが、それぞれに課した務めを悟ることによってはじめて、それぞれの個人生活を満足におくり、ムスリム社会の基本となる家庭を、りっぱに築きあげることができるのです。」

（S・H・ナスル著、イスラームの理想と現実より）

第四章　イスラームにおける家族
その構成、原理、規範

これまでの章では、人生に対するイスラームの概念、即ちイスラームにおける家族制度の基礎、目的、機能といった特質についてのべてきた。この最後の章では、イスラームにおける家族制度の実際的働き、構造、教義、規範について簡単に述べてみたいと思う。

結婚と離婚

社会制度としての結婚は、本質的には一つの市民契約である。そして市民契約である以上、他の多くの契約とまったく同じ基礎の上に立っている。結婚の成立は、イスラーム法に従い、多数の承認と当事者同志の自由意志による契約にかかっている。双方の同意と社会への結婚の宣言が、そのもっとも重要なこととされている。

世界では、それぞれ異なった地域で、異なったしきたりがあり、ムスリムは、それに従うよう奨励

されていますが、イスラーム法では一定の条件が満たされれば、特別な形式や宗教的儀式をするように命じてはいない。

イスラーム法（シャリヤ）によると、結婚の成立は、その一方からの申し込み（イジーブ）と他方の承諾（クブール）によるとされている。この申し込みと承諾は、当事者同志が直接にとり交すか、代理人（ワキール）を通して行なわれる。伝統的なムスリムの結婚では、花嫁の意志は、彼女の代理人から相手の男に伝えられる。また慣例として、この結婚の契約には二人以上の証人を立てる。

また夫は妻に対して結納（マフル）を支払うのだが、これは妻が将来、自分の占有財産として自分だけの用に供することができるこの結納は、結婚の中で非常に重要なものだが、その金額自体は、結婚の法的事項には関係ない。

結婚は、一つの市民契約であるから、当事者双方は、それぞれ個人としての権利をお互いに保留している。結婚を解消する権利は、男女双方にあって、この場合には特別な形式が定められている。イスラームの結婚は、ただ単に男と女の一時的な結合ではなく、生涯を通じての結合を意味している。しかしながら、結婚の解消は結婚に失敗し、とり返しがつかないようである場合には、認められている**【注15】**。結婚の最終的な解消の前に、家事裁定が行なわれる。

これは、コラーンとスンナの中に述べられていることで、もし裁定が失敗した場合には、結婚解消の手続がとられることになる。解消には、三つの形式があり、夫による離婚（タラーク）、妻の要求す

る離婚（クフーラ）及び裁定裁判所による結婚の解消である。これについての細目の法規と関連法は、コラーンとスンナに規定されていて、結婚と家族生活の諸々の規定を維持するために、イスラーム法のフィクハに成文化されている。

ムスリムの結婚は、通常契約結婚のため、最初は配偶者同志の関係であっても、実際には二つの家族かそれ以上の関係を作り上げることになる。それは、家族の構成員、特に配偶者双方の両親が、非常に大きな役割を果たすからである。

結婚は、両性の同意が必要であり、これは原則だが、結婚前の性交渉は禁じられている【注16】。しかし、結婚をする意志のある当事者が、結婚前に会って話すぶんにはかまわない。

しかし、特に顕著な点は、イスラーム社会の結婚は、ただ単に夫と妻との私的な問題ではないという点にある。これは、家族全体が、結婚の取り決め、実現、成立のために大きな役割をになうからである【注17】。

【注15】

預言者ムハムマド（平安あれ）は、これについて次のように述べています。「夫婦の離婚は、人間に許されたすべての事の中で、アルラーの前で、最も嫌悪すべきことである。」

【注16】

預言者ムハムマド（平安あれ）は言っています。

「未亡人の場合は、よく本人の意見を聞き、また処女の場合も本人の意志がない限り結婚させてはならない。」「成熟した女性は、結婚についての同意を求められ、もし彼女がこれを拒否したならば、強制的に結婚させることはできない。」

【注17】

S・N・ナスール教授は、これについて次のように書いている。「ムスリムの女性は、自分で夫を見つける必要はなく、やたらに愛嬌をふりまいたり、自分の伴侶になりそうな男に媚態を弄したり、自ら働きかけなくては、結婚の機会を失なうのではないかと心配したりする必要はありません。自分の家にじっとして適当な夫の現われるのを待っているだけでいいのです。こうして、宗教的な基盤に基づいた結婚をすることは、結果として、一族と配偶者間の疎通を密にし、一時的な感情で結ばれた結婚とくらべて、はるかに、離婚率も少なくてすみます」

婚姻の方法

結婚には、前述の条件以外、特別な儀式が定められていない。しかし原則としては、結婚は公開してとり行なうようにいわれている。当事者以外の一般の人々も、この結婚を知るべきであり、なるべくなら、結婚も一般に行なわれているやり方を用いた方がよい。一般に結婚の契約は、男女双方の家族、友人、親族の集まった場所でなされるのが普通である。この二カーの儀式は、誰がとり行なって

もよいが、ムスリム社会では一般にカーディと呼ばれる者が責任をもっている。ニカーの説教では、まずコラーンとスンナを唱えることからはじまり、二人の配偶者にアッラーを認めること、純潔、相互の愛情、忠誠と社会的責任に基づいた生活を誓わせる。このようにし、結婚は成立し、結婚の申請と承諾が証人の前で行なわれる。このニカーの儀式の後で、花嫁は、花婿の家に移り、新しい生活がはじまることになる。結婚式がおわったあとで、花婿は親族と友人を招いて祝宴を催す。

この集会と祝宴の目的は、結婚を社会的な形態とし、一般の人に知ってもらい、社会の一員として参加することを目的としている。預言者ムハンマド（平安あれ）は、これらの行事を簡素に行ない、お互いが喜びをわかちあえるようにすすめて、次のように述べている。

「もっとも良い結婚とは、何のトラブルもなく、最少の費用で行なわれるものを言う。」「最悪の祝宴とは、金持だけを招待し、貧しい人達を呼ばないような結婚披露のことである。そして結婚披露の祝宴に招待されたのに出席を拒む者は、あきらかにアッラーと彼の使いに従わないものである。」

ムスリム家族の構成

家族の構成には三段階ある。はじめにもっとも密接なものとして、夫、妻、子供、両親があげられる【注18】。

第二に、これらをとりまく近親者達をいう。彼等は夫婦と同居しているか否かをとわず、お互いに特別な発言権をもち、家族内を自由に出入りし、相互結婚を禁じられている立場にある者達である。彼等の間では、かくし事は何もない。彼等は生死をとわず、夫婦の財産に対し、優先的な権利をもっている。(つまり、遺産相続の第一順位にある者達である。)これに関して重要なことは、マフラム、すなわち結婚ができない近親者同志だということである。このグループは、家族の中核であり、お互いの喜び、悲しみ、希望、心配をわかちあうグループである。これは、血族関係、親戚関係、授乳関係からなっていて【注19】、血族関係とは、a父、母、祖父母並びにその他の直系尊族、b息子、娘、孫息子、孫娘並びにその他の直系卑族、c兄弟、姉妹並びにその子孫の第二等親の関係、d父及び母の姉妹(その子女や、その他の卑族は含まれない)をいう。親戚関係とは、1義理の母、義理の父、義理の祖父母、2妻の娘、妻の息子、または夫と妻のそれぞれの孫と曽孫、3息子の妻、息子の子供の妻、娘の夫、4養母、養父のことをいう。ある例を除けば、授乳関係の結婚も禁じられている。これこそ拡大された家族であり、多くの親族関係の中核をなすものである。

この範囲外の親族はみな、家族の遠縁になる。これらの者達も、この家族に対して、権利と義務をもっていて、遺産相続の第二、第三の権利をもっている。

【注18】

家族の使用人は、イスラームの伝統では、家族と同様に扱かわれ、決して家族より下の階級とみなしてはい

けないとされている。召使いや運転手などは、家族の者と同じテーブルで食事をとるのが、アラブ世界一般の考え方とされている。

【注19】

イスラームの法概念であるアル・リダーフに授乳関係という言葉を使っているが、これは女が子供に乳を与えた時、自分と一緒に住んだかどうかとは関係なく、その子供の養母という意味であり、彼女の夫は、その子供の養父、彼女の子供達は、その子供の乳兄弟または乳姉妹となるわけである。これは、単なる法律上の養子縁組の関係とは異なり、乳母を通してこの関係は、相続権に関して、直接の血縁関係とほとんど同じとみなされている。

男性と女性の地位

家族という組織内にあっては、男は家長となり、すべてのものの管理者としての地位にある。地位を占める者は広い意味での家族内の最年長者である。男の主な責任は、家庭の外にあって、男は経済的物質的に家族をささえ、家族と社会の経済的関係、家族内の規律を保つように配慮しなければならない。

一方、女性の主な責任は家庭内にあり、ここでも最年長の女性が、家族の中心とみなされているが、それぞれの小さなサークルの中では、その中心をなしている女性が、すべてをとりしきる地位を与え

られている。

このように男と女の権利と責任の問題は、家族全員の間に、よく均斉のとれた関係が保たれるように作りあげられてきた。これに関して、コラーンでは、次のように記されている。

「男は女の擁護者（家長）である。それは、アッラーが、一を他より強くなされ、かれらが己れの資財をから費すゆえである。」（日訳クラーン第四章第三四節）

「女は、公平な状態の下にあるときは、かれら（男）に対して対等の権利をもつ。そして男には、女より上位（の責任）がある。まことにアッラーは、偉力者、英明者であられる。」（コラーン第二章第二二八節）

これこそ、家族内の正常な組織と運営におおいに関係のあることである。男が家族の長となっているからこそ、秩序と規律が保たれている。夫と妻の両者は、公正にそして平等にそれぞれの任務を遂行できるよう、神によって定められている。

男女両性間の平等、不平等の問題提起は、これまでしばしばなされてきた。しかし、この論争は文化、法律上の問題で、アッラーによって確立された人間としての男女平等というイスラーム的観点からは、おこりえない問題である。男女の間には、その役割と責任の相違があるだけであって、両性の間に優劣の差はなく、人生の基本的事柄や社会の要求にあわせて、いくつかの配慮がなされているだけである【注20】。それぞれの役割は、そのおのおのが重要であり、各人は男女それぞれに課せられた

責任において、アッラーの審判を受けることになる。男と女の役割は、競合的なものではなく、相互補助的なものである。

【注20】
イスラームの相続法を研究してみると、この面では非常に示唆に富んでいることがわかる。例えば、娘の取り分は、息子の半分となっています。これは、あたかも男女間に不平等があるように思われるが、実はそうではなくて、これを男女の経済的役割と責任の面からみてみると、その正当性が、きわめて明白になってくる。家族のために金を稼ぎ、有効に使うのは男の責任であり、他方、女は自分の財産や資産を自分の名前で保持し、それからあがる収入も自分で得る権利を保有している。家族内での役割と貢献の度合いに相違があるからこそ、男と女の遺産の取得分にも相違がある。例えば、死者の息子や娘が生存している場合、死者の父や母は同じ分配をうけることになる。また両親が二人とも存命中であれば、定められた分を平等にわけることになる。母親は、女だからといって、父の半分ではなく、二人とも同額なのである。

家族と社会

家族はイスラーム社会の構成部分である。そして、イスラームが樹立しようとする社会は、男女が、ひとつの家族をつくることにより、高い道徳意識と、アッラーの代権者としての理想を実現する強い

実行力をもち、すべての人間行為の正しいあり方を追求する意欲にあふれた社会である。それ故、家族内の規律は、決して強制されたものではなく、イスラームの理想を実現するために一人一人から自然にあふれでる意識から生まれでるべきものなのである。イスラーム社会では、社会的責任感が広く行きわたっている。組織全体は、家族の力を強め、団結を増してゆくように運営されるべきである。

家庭の秩序は、男女が互いに貞操を守ることによって保たれている。私通（ジーナ）は禁じられ、処罰がもうけられている。これはいかなる形にせよ、放蕩は禁じられているからである。

また、イスラーム社会で、女性がヒジャブ（ヴェール）をつける慣習は、家族を守り不正な性交渉や社会における男女両性の間の差別的な契約を封じるためのものである。この慣習では、衣服、作法、男女間の契約規則や、その他多くの関連的内容について規定してある。

また充実した生活は、人を肉欲的なものから引き上げ、人生の正しい道に向かわせる。それ故家庭が堕落におちいることがないよう、諸々の手段がとられてきたが、そのうちのいくつかは、道理にかなったものである。これとは別に、家庭を保護するために、社会的規制と違犯者への厳罰という法律の形をとったものもある。いずれにせよこれらはすべて、家族制度を保護し、イスラーム社会の建設のため、家族の役割を積極的にはたさせるためにできたものである。

イスラームの結婚と家族については、イスラームの理想とする生活体系を背景として理解しなければならない。ただ単に、結婚と家族についてだけ、切り離して理解しようとしても、それは不可能で

ある。イスラームの教える家族の概念と、現在の西欧社会で考えられている家族の概念とは相容れない。そこには妥協などありえない。西欧における退廃的家族制度と、それをほおっておこうという態度を、我々は断固拒否する。西欧社会の家族の崩壊は、社会における家族の位置、役割、人生の目的などについての混乱に起因していると思われる。人生の目的や価値が、はっきりしていなければ、家族の分裂や崩壊をくいとめることはできない。

現代の悲劇は、技術その他の外面的発達がもたらす圧迫によって、多くの変革が人間の上に強制的に加えられ、しかもこの変革のあらゆる過程が、本人の意志を無視して押し進められていることにその原因がある。自由が、神のようにあがめられる時代にありながら、人はもっとも重要な自由――理想、価値、制度及び人生の方向を選択する自由――を剥奪されている。今日、人類が直面している最大の課題は、この選択の自由の復権であり、人類社会を秩序づけるために、その自由を遺憾なく使用することである。

歴史、技術といった倫理や人間性とは別個の外的圧力が、人間に意志決定を迫るなどあってはならない。人間は、地上におけるアッラーの代権者として、自分のことは、自分の自由な選択によって決定すべきである。さもなくば、人間は、たとえ科学技術の面でいかに進歩しようとも、新しい形の奴隷になりさがり、遂には現世での真の役割を放棄することにさえなりかねない。我々人類、少なくともアッラーを信じ、大宇宙の道徳秩序の存在を信ずる者は、これに抵抗し全力をあげて立ち向わなけ

ればならない。

イスラーム諸団体住所録

イスラームについての諸出版物を御希望の方は、左記の諸団体へ御連絡下さい。なお毎週金曜日、東京と神戸のモスクにおいて、集会礼拝を昼の十二時半より行なっております。ふるって御参加下さい。

東　京

○東京イスラーム　マスジッド　03(469)0284
東京都渋谷区大山1の19　〒151

○日本ムスリム協会　03(370)3476
東京都渋谷区代々木1の24の4　〒151

○ムスリム学生協会(日本)　03(467)3521
東京都目黒区駒場4の5の29　留学生会館　〒153

○イスラミック・センター・ジャパン　03(460)6169
東京都渋谷区上原3の31の11　〒151

○イスラーム文化協会　03(467)2036
東京都渋谷区富ケ谷2の13の22　〒151

○日本イスラーム教団　03(209)2988
東京都新宿区歌舞伎町16　ロイヤルクリニック　〒160

○日本イスラム団体協議会(代表・斉藤積平)
東京都国立市中2の22の34　〒186

○イスラーム　ウェルフェア　コー　03(833)5991
東京都台東区東上野2の23の8　アルラーフ　アクバル　フタバビル

京都

○日本イスラーム友愛協会　075(642)1346
京都市伏見区深草西浦町4の36　桑山享設計事務所　〒612

大阪

○日本回教寺院(ジャパン・イスラミックモスク)
06(365)1651
大阪市北区梅ケ枝町157　高橋ビル西館2F　〒530

神戸

○神戸イスラーム　モスク　078(231)6060
神戸市生田区中山手通り2の57　〒650

徳島

○徳島鳴門ムスリム協会
徳島県鳴門市撫養町北浜96　木場公男
〒772　0886(8)3077
徳島市一の宮町西丁　〒771-31　坂井　積
0886(44)0338

仙台

○イスラーム文化センター　0222(67)1716
仙台市片平1の2の40　セイコービル

金沢

○日本イスラーム青年同盟　0762(44)7019
金沢市泉本町1の7の2　泉屋書店　〒921

北海道

○北海道ムスリム協会　011(781)8343
札幌市東区本町十条6の1の20　小林

○苫小牧イスラム　ソサエティ　0144(72)5186
苫小牧市弥生2丁目3の1の711　荒井節雄